公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団職員(以下「財団職員」という。)の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

- 第2条 財団職員で常時勤務を要する者(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当と する。
- 2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤 勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(給料表及び給料の支給)

- 第3条 給料表は、別表第1に定めるところによるものとする。
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類となるべき職務は、別表第2に定めるところによるものとする。
- 3 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から月の末日までとし、一給与期間につき給料月額の全額を毎月21日(その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この項において「休日」という。)又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。
- 4 給与は、職員の申し出があった場合には、口座振込みの方法により支払うことができる。
- 第4条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じたる者には、その日から新たに定めた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給すると き以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の 現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。職員 が休職を命ぜられ、若しくは停職処分を受けた場合又は休職若しくは停職の終了により勤務に復 帰した場合の給与期間の給料についても同様とする。

(初任給及び昇給)

- 第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、青森市の例により定められたところにより決定する。
- 2 昇給は、毎年4月1日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が公益財団法人青森学術文化振興財団就業規則第24条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定 する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする。
- 4 第2項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位 にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、 昇給しない。
- 5 55歳を超える職員の第2項の規定により昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の 勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定を受けない場合に限り行うものとし、昇給させ る場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて理事長が決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (昇給の時期)

第6条 昇給の時期は、毎年4月1日とする。

(昇格、昇格の場合の号給)

- 第7条 職員を昇格させる場合には、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、この場合において、当該級に決定するための資格基準等については、別表第3に定めるものとする。
- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格 した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める昇格時号級対応表の昇格後の号級欄 に定める号給とする。

(扶養手当)

- 第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている ものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4)満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第9条 新たに職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を理事長に届けなければならない。
 - (1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者のある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号 若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合は職員となった日、前項第1号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する翌月(これらの日が月の初日であるとき、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合はその離職し又は死亡した日、扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(住居手当)

- 第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える 家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
 - (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
 - (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額 の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が、16,000 円を超えるときは、16,000 円) を 11,000 円に加算した額

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のためバスの利用を常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額
- 3 第1項第1号の運賃相当額の算出に当たっては、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済 的かつ合理的と認められる通常の経路によるものとする。
- 4 通勤手当の支給は、扶養手当の支給の例により行うものとする。ただし、月の1日から月の末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。 (給料の減額)
- 第12条 職員が勤務しないときは、公益財団法人青森学術文化振興財団職員の勤務時間等及び休日に関する規程第3条に規定する休日(第14条において「休日」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給料を支給する。

(時間外勤務手当)

- 第13条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の175までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として、青森市職員の例により支給する。
 - (1)正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(休日勤務手当)

第14条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の175までの範囲内で青森市が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第 15 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから青森市が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする

(扶養手当、時間外勤務手当等の支給日)

第16条 第8条、第10条及び第11条に規定する手当は、その月分をその月の給料支給日に支給し、 第13条及び第14条に規定する手当は、その月の翌月の給料支給日に支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」とい

- う。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に 支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3 筒月未満 100 分の 30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は青森市の例により取り扱うものとする。 (勤勉手当)
- 第 18 条 勤勉手当は、6月1日及び 12 月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、青森市の例により定められる割合を乗じて得た額とする。 この場合において、支給する勤勉手当の総額は、その者に属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日 現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5を乗 じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の算定に関し必要な事項は、青森市の例により取り扱うものとする。

(寒冷地手当)

- 第19条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」 という。)において現に在職する職員に対して支給する。
- 2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養 親族(第8条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(扶養親族と同 居していないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあっては、 すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げ る地域の市役所又は町役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものを 除く。)にあっては17,800円、その他の世帯者である職員にあっては10,200円とし、その他の職 員にあっては7,360円とする。
- 3 前項に規定する世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
 - (1) 扶養親族を有する者
 - (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(休職者の給与)

- 第20条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職されたときは、その 休職の期間中これに給与の金額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり長期の休養を要するために休職されたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前項以外の心身の故障により、長期の休養を要するため、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、休職の期間中これに給料、扶養手当及び 住居手当のそれぞれの100分の60を支給することができる。
- 5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(退職手当)

- 第 21 条 職員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に対し、退職手 当を支給する。
- 2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の100
 - (2) 11年以上20年以下の期間については 1年につき100分の110
 - (3) 21 年以上 30 年以下の期間については 1年につき 100 分の 120
 - (4) 31 年以上の期間については

1年につき 100 分の 130

- 3 退職した者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)別表第4に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。次条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 勤続期間1年以上5年以下の者

100 分の 60

(2) 勤続期間6年以上10年以下の者

100 分の 75

(勤続期間の計算)

- 第22条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 2 在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(傷病又は死亡による退職の場合は1年未満)の場合には、これを1年とする。 (退職手当の支給制限)
- 第23条 第21条の規定による退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。
 - (1)職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、財団職員たるにふさわしくない非行のあった場合等により懲戒免職の処分を受けた者
 - (2) 刑事事件に関し起訴され禁固以上の刑に処せられ失職した者

(予告を受けない退職者の退職手当)

第 24 条 職員の退職が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、当該退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第25条 第21条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1)配偶者(届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる 者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先に し、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の 養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当を受けるべき同順位者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。 (起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)
- 第 26 条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは第 21 条及 び第 24 条の規定による退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(給与の特例)

第27条 この規定にかかわらず、青森市から派遣又は出向され、かつ青森市職員の身分を有する者 の給与については、青森市職員の例による。

(雑 則)

第28条 給与の支給に関し、疑義の生じたときは、理事長が決する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年1月1日から施行から適用する。

附即

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月1日から施行から適用する。

(経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところ による。
 - (1) 改正前の給与規定 この規程による改正前の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。
 - (2) 改正後の給与規程 この規程による改正後の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。
 - (3) 経過措置対象職員 平成 16 年 10 月 1 日 (以下「旧基準日」という。) から引き続き在勤する職員をいう。
 - (4) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の給与規程第19条第2項に規定する世帯等区分をいう。以下同じ。)のうち、旧算出規定を適用したならば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
 - (5) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規程第19条第1項に 規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の 区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除し て得た額をいう。
- 3 基準日(その属する月が平成21年3月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左覧に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の給与規程第19条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額(以下「改正後の寒冷地手当額」という。)を超えることとなるときは、改正後の給与規程第19条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成 16 年 11 月から平成 17 年 3 月まで	6,000円
平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月まで	10,000 円

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	14,000 円
平成 19年 11月から平成 20年 3月まで	18,000円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	22,000 円

- 4 改正後の給与規程第19条及び附則第3項の規定にかかわらず、平成16年11月1日(以下「平成16年度基準日」という。)において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から6,000円を減じた額に5を乗じて得た額(以下「平成16年度特例支給額」という。)が、その者につき改正後の寒冷地手当額に5を乗じて得た額を超えることとなるときは平成16年度特例支給額の寒冷地手当を、平成16年度特例支給額がその者につき改正後の寒冷地手当額に5を乗じて得た額を超えないこととなるときは改正後の寒冷地手当額に5を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。
- 5 前項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員について、平成16年度基準日の翌日から平成17年3月1日までの間に次に掲げる理由が生じた場合(理事長が定める場合を除く。)には、当該職員に、その理由が生じた日の属する月の翌月の初日(その理由が生じた日が月の初日であるときは、その日)における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって平成16年度基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額を考慮して理事長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。
 - (1) 世帯等の区分の変更
 - (2) 職員でなくなること
 - (3)前2号に掲げるもののほか、理事長が定める理由

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規程による改正前の財団法 人青森学術文化振興財団職員給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日におけ る号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下 「旧級」という。)、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及 びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第18条第2項 の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」 と、第18条第2項中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第18条第2項の規定については平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成31年4月1日とする。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程(以下「第1条改正後給与規定」という。)第1条改正後給与規定第8条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月28日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

	1 6	
旧号給	旧級	1級
	経過期間	·
	3月未満	
	3月以上6月未満	
1	6月以上9月未満	
	9月以上12月未満	
	12 月以上	
	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
2	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12 月以上	5
	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
3	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12 月以上	9
	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
4	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12
	12 月以上	13
	3月未満	13
	3月以上6月未満	14
5	6月以上9月未満	15
	9月以上12月未満	16
	12 月以上	17
	3月未満	17
	3月以上6月未満	18
6	6月以上9月未満	19
	9月以上12月未満	20
	12 月以上	21
	3月未満	21
	3月以上6月未満	22
7	6月以上9月未満	23
	9月以上12月未満	24
	12 月以上	25
	3月未満	25
	3月以上6月未満	26
8	6月以上9月未満	27
<u> </u>	9月以上12月未満	28
	12 月以上	29
<u> </u>	10/10/1	20

3月未満293月以上6月未満296月以上9月未満309月以上12月未満30	
9 6月以上9月未満 30	
12 月以上 31	
3月未満 31	
3月以上6月未満 31	
10 6月以上9月未満 32	
9月以上12月未満 32	
12 月以上 33	
3月未満 33	
3月以上6月未満 33	
11 6月以上9月未満 33	
9月以上12月未満 34	
12 月以上 34	
3月未満 34	
3月以上6月未満 34	
12 6月以上9月未満 35	
9月以上12月未満 35	
12 月以上 35	
3月未満 35	
3月以上6月未満 36	
13 6月以上9月未満 36	
9月以上12月未満 36	
12 月以上 37	
3月未満 37	
3月以上6月未満 37	
14 6月以上9月未満 37	
9月以上12月未満 37	
12 月以上 38	
3月未満 38	
3月以上6月未満 38	
15 6月以上9月未満 38	
9月以上12月未満 38	
12 月以上 39	
3月未満 39	
3月以上6月未満 39	
16 6月以上9月未満 39	
9月以上12月未満 39	
12 月以上 40	

給 料 表

単位 (円)

			1	1	<u> </u>
職務 の級	1級	2級	3級	4 級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400
2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500
3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500
4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400
5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200
6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000
7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600
8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200
9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800
10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000
11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200
12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200
13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200
14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200
15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900
18	183, 200	234, 000	263, 600	300,000	327, 900
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400
23	191,800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000

30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500
33	208,000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100
35	210,600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400

64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100
71	239, 900	288, 200	333, 500	371,600	387, 600
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391,000
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600
84	246,000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300
87	247, 200	293, 800	341,000	379, 600	392, 600
88	247,600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000
94		295, 900	343, 600	382, 500	
95		296, 200	344, 100	382, 900	
96		296, 600	344, 500	383, 300	
97		296, 800	344, 700	383, 600	

98	297, 100	345, 100	384, 100	
99	297, 500	345, 500	384, 500	
100	297, 900	345, 800	384, 900	
101	298, 100	346, 100	385, 200	
102	298, 400	346, 500		
103	298, 800	346, 900		
104	299, 100	347, 300		
105	299, 300	347, 800		
106	299, 600	348, 200		
107	300,000	348, 600		
108	300, 300	349, 000		
109	300, 500	349, 500		
110	300, 900	349, 900		
111	301, 300	350, 200		
112	301,600	350, 500		
113	301,800	351,000		
114	302, 000			
115	302, 300			
116	302, 700			
117	302, 900			
118	303, 100			
119	303, 400			
120	303, 700			
121	304, 100			
122	304, 300			
123	304, 600			
124	304, 900			
125	305, 200			

別表第2(第3条関係)

級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1級	主事の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
3級	主査の職務
4級	主幹の職務
5級	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務

別表第3 (第7条関係)

昇 格 基 準

職務の級	適 用 者	基準
5級	主幹の職にある者	在職3年
4級		
3級	主査の職にある者	
2級	主事の職にある者	在級4年(大学卒) 経験年数9年以上かつ在級6年(高校卒) 経験年数6年6月以上かつ在級6年(短大卒)

昇格時号給対応表

		D 15 //	- 11 //	
昇格した日の前日		昇格後	の号給	Γ
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34

43	11	27	27	35
43	12	28	28	36
44 45	13	28	28	36
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	69
78	35	50	50	70
79	36	50	51	71
80	36	50	51	72
81	37	51	51	73
82	37	51	52	74
83	38	51	52	75
84	38	51	52	76
85	39	52	53	77
86	39	52	53	78
87	40	52	53	79
88	40	52	53	80
00	40	02	00	00

89 41 53 54 81 90 41 53 54 82 91 42 53 54 83 92 42 53 54 84 93 43 53 55 85 94 54 55 85 95 54 55 56 96 54 55 56 97 54 56 56 98 54 56 56 99 55 56 56 100 55 56 57 102 55 57 56 103 55 58 58 104 56 58 58 105 56 59 59 106 56 59 59 107 56 60 60 108 56 60 60 110 57					
91 42 53 54 83 92 42 53 54 84 93 43 53 55 85 94 54 55 85 95 54 55 56 96 54 55 56 97 54 56 56 98 54 56 56 99 55 56 56 100 55 56 57 102 55 57 56 103 55 58 57 103 55 58 58 104 56 58 59 105 56 59 59 107 56 60 60 108 56 60 60 109 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63	89	41	53	54	81
92 42 53 54 84 93 43 53 55 85 94 54 55 85 95 54 55 56 96 54 55 56 97 54 56 56 98 54 56 56 100 55 56 56 101 55 57 56 102 55 57 57 103 55 58 58 104 56 58 58 105 56 59 59 106 56 59 59 107 56 60 60 108 56 60 60 109 57 61 61 110 57 61 61 111 57 62 62 113 58 63 114 58 11 115 58 11 116 <	90	41	53	54	82
93 43 53 55 85 94 54 55 95 54 55 96 54 55 97 54 56 98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 117 59 118 119 59 120 59 121 60 60 123 60 60	91	42	53	54	83
94 54 55 95 54 55 96 54 55 97 54 56 98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 113 58 63 114 58 114 58 115 58 116 58 117 59 120 59 120 59 121 60 60 60	92	42	53	54	84
95 54 55 96 54 55 97 54 56 98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	93	43	53	55	85
96 54 55 97 54 56 98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 116 118 59 119 120 59 121 121 60 60 123 60	94		54	55	
97 54 56 98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 116 118 59 119 120 59 121 122 60 60 123 60	95		54	55	
98 54 56 99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 63 117 59 118 119 59 120 120 59 121 60 60 60	96		54	55	
99 55 56 100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	97		54	56	
100 55 56 101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	98		54	56	
101 55 57 102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	99		55	56	
102 55 57 103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	100		55	56	
103 55 58 104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 117 59 118 59 119 59 120 120 59 121 122 60 60 123 60 60	101		55	57	
104 56 58 105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	102		55	57	
105 56 59 106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 120 59 121 60 122 60 123 60	103		55	58	
106 56 59 107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	104		56	58	
107 56 60 108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	105		56	59	
108 56 60 109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 60 119 59 60 120 59 60 123 60 60	106		56	59	
109 57 61 110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 60 117 59 60 119 59 60 121 60 60 123 60 60	107		56	60	
110 57 61 111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 60 117 59 60 119 59 60 121 60 60 123 60 60	108		56	60	
111 57 62 112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 60 117 59 60 118 59 60 121 60 60 123 60 60	109		57	61	
112 57 62 113 58 63 114 58 63 115 58 63 116 58 63 117 59 60 118 59 60 120 59 60 121 60 60 123 60 60	110		57	61	
113 58 63 114 58 115 115 58 116 116 58 117 117 59 118 118 59 119 120 59 121 121 60 122 123 60 60	111		57	62	
114 58 115 58 116 58 117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	112		57	62	
115 58 116 58 117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	113		58	63	
116 58 117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	114		58		
117 59 118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	115		58		
118 59 119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	116		58		
119 59 120 59 121 60 122 60 123 60	117		59		
120 59 121 60 122 60 123 60	118		59		
121 60 122 60 123 60	119		59		
122 60 123 60	120		59		
123 60	121		60		
	122		60		
104	123		60		
124 00	124		60		
125 61	125		61		